

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5(2023)年度補正予算概要	1～2
2 令和6(2024)年度予算概要	3～16
3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子(都市建設部所管分)	17～20
4 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子	21～23
5 函館都市計画観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の骨子	24～25
6 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例の骨子	26～28
7 令和6(2024)年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の報告について	29

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国) 土木費補助金	△ 2,392	公営住宅家賃対策補助金減	△ 2,392
ふるさと寄付金	100	企業版ふるさと納税分	100
		歴史的建造物保全調査事業費分	100

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
建 築 行 政 費	△ 14,672	空家等対策推進費減	△ 11,622
		空家等実態調査費減	△ 1,859
		空家等改修支援補助金皆減	△ 6,000
		ヤングファミリー住まいりんぐ 支援補助金減	△ 3,763
		補助金減	△ 3,050
		住宅リフォーム補助金減	△ 3,050
			(国) 空き家対策総合支援事業費補助金 △ 4,320
			(国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 △ 1,739
			(国) 住宅リフォーム補助金 △ 1,293
			(道) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 △ 200
			(道) 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金 16
都市計画総務費	△ 18,781	立地適正化計画推進費減	△ 18,781
		歩行空間再構築事業費減	△ 18,781
			(国) 都市構造再編集集中支援事業費補助金 △ 8,300

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
			(地方債) 立地適正 化計画推進事業 債 △ 10,500
住 宅 管 理 費	△ 2,392	市営住宅居住性向上改善事業費減 △ 2,392 (市営住宅給油設備整備事業費)	(国) 公営住宅改善 費補助金 2,136 (地方債) 公営住宅 建設事業債 △ 4,600
住 宅 建 設 費	△ 4,816	公営住宅建設費減 △ 4,816 大川団地(公営住宅移転建替)減 △ 4,816 新築工事費減 △ 2,502 4号棟減 △ 2,502 解体工事費(松川団地)減 △ 2,143 移転費、その他減 △ 171	(国) 公営住宅建設 費補助金 132,061 (地方債) 公営住宅 建設事業債 60,600

[継続費]

(変更)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
8 土 木 費	5 住 宅 費	大川団地公営 住宅建設事業 (4号棟42戸)	1,320,968	令和5(2023)年度	144,982	1,275,925	令和5(2023)年度	142,480
				令和6(2024)年度	1,175,986		令和6(2024)年度	1,133,445

2 令和6（2024）年度予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
企 画 費	1,000	移住・定住促進費 関係人口創出事業費 (アーティストインレジデンス in 函館実行委員会負担金分)	(その他) 地域振興 基金繰入金 1,000

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源	
建 築 行 政 費	100,495	委員報酬 建築審査会委員 開発審査会委員 空家等対策協議会委員 建築行政推進費 指定道路台帳システム割賦購入費 (備荒資金組合分) 建築確認支援システム経費 その他諸経費 公共建築物等設計監理経費 公共建築物等維持補修 設計監理業務委託料 建築積算システム経費 その他諸経費 盛土等対策事業費 大規模盛土造成地 滑動崩落予測調査費 盛土等規制区域指定調査費 空家等対策推進費 空家等除却支援補助金 空家等改修支援補助金 ヤングファミリー 住まいりんぐ支援補助金 危険空家等管理経費 その他諸経費	220 50 80 90 8,457 4,188 2,005 2,264 16,072 14,381 448 1,243 32,540 20,000 12,540 28,799 6,000 6,000 15,014 1,555 230	(国) 大規模盛土造 成地滑動崩落予 測調査費補助金 6,666 (国) 盛土等規制区 域指定調査費補 助金 6,270 (国) 空き家対策総 合支援事業費補 助金 6,000 (国) ヤングファミ リー住まいりん ぐ支援補助金 6,756 (国) 住宅・建築物 安全対策支援事 業費補助金 15 (国) 住宅リフォー ム補助金 4,420 (国) 統計調査委託 金 75

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源	
		補助金	13,485	(道) 住宅・建築物
		住生活環境向上事業補助金	3,425	安全対策支援事
		木造住宅耐震化支援事業補助金	60	業費補助金
		住宅リフォーム補助金	10,000	230
		負担金	148	(道) 住まいのゼロ
		全国建築審査会協議会負担金	48	カーボン化推進
		日本建築行政会議負担金	100	事業補助金
		いきいき住まい改良資金貸付金	774	2,310
				(その他) 建築手数料
				14,561
				(その他) 開発行為
				等許可手数料
				705
				(その他) 貸付元金
				収入
				774
				(その他) 特定空家
				等緊急代執行費
				用収入
				330
都市計画総務費	165,934	委員報酬	355	(国) 都市構造再編
		都市計画審議会委員	130	集中支援事業費
		都市景観審議会委員	150	補助金
		都市景観賞選考委員会委員	75	61,900
		都市計画マスタープラン策定経費	9,204	(道) 土地取引届出
		立地適正化計画推進費	137,100	等事務費補助金
		歩行空間再構築事業費	111,100	85
		市道公園通2号 歩道拡幅103m		(地方債) 立地適正
		(別添資料参照 8ページ)		化計画推進事業
		店舗機能向上改修費補助金	2,000	債
		住宅建築取得費補助金	24,000	62,200
		西部地区再整備事業費	1,923	(その他) 公園使用
		共創のまちぐらし推進		料
		プロジェクト関係経費	216	85
		既存ストック活性化		(その他) 屋外広告
		プロジェクト関係経費	1,276	物手数料
		その他諸経費	431	6,122
		都市景観形成推進費	497	
		景観啓発活動経費	425	

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		景観アドバイス関係経費 72 建物等維持管理所要経費 4,285 負担金 165 函館圏広域都市計画協議会負担金 その他所要経費 12,405	(その他) 土地貸付 収入 17 (その他) 建物貸付 収入 603 (その他) その他の 雑入 65
市街地再開 発 事 業 費	189,052	函館駅前東地区市街地再開発事業費 189,052 事業費補助金 188,800 その他諸経費 252	(国) 市街地再開発 事業費補助金 94,400 (地方債) 市街地再 開発事業債 94,400
住 宅 管 理 費	1,103,692	市営住宅等管理費 355,468 市営住宅入居者審査委員会委員報酬 35 火災保険料 7,127 土地賃借料 12,434 借上市営住宅関係経費 281,448 共同浴場運営経費 16,345 その他諸経費 38,079 市営住宅等管理委託料 471,481 (債務負担行為分) 市営住宅等改善事業費 276,703 外壁等改修事業費 131,171 旭岡団地3-12号棟 (別添資料参照 9ページ) 給油設備整備事業費 79,820 鍛冶2丁目団地4~6号棟 (別添資料参照 10ページ) 給水設備改修事業費 53,100 湯浜団地3号棟 美原1丁目団地 (別添資料参照 11~12ページ) 防災警報器更新事業費 5,772 旭岡団地1-1~1-14, 25号棟 (別添資料参照 13ページ)	(国) 公営住宅家賃 対策補助金 63,273 (国) 公営住宅改善 費補助金 110,352 (地方債) 公営住宅 建設事業債 135,000 (その他) 市営住宅 使用料 766,732 (その他) 市営住宅 共同浴場使用料 10,048 (その他) 市営住宅 駐車場使用料 28,670 (その他) 特定公共 賃貸住宅使用料 38,347

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		移転費 6,840 住宅マスタープラン推進費 40	(その他) 特定公共 賃貸住宅駐車場 使用料 1,836 (その他) サービス 付き高齢者向け 住宅事業登録手 数料 86 (その他) 土地貸付 収入 1,384 (その他) その他の 雑入 745
住 宅 建 設 費	1,296,555	公営住宅建設費 1,296,555 大川団地（公営住宅移転建替） 1,296,555 新築工事費 1,133,445 4号棟 42戸 継続年度 令和5～6年度 解体工事費（田家B団地） 152,857 移転費、その他 10,253 （別添資料参照 14～15ページ）	(国) 公営住宅建設 費補助金 551,988 (地方債) 公営住宅 建設事業債 636,200
西 部 地 区 歴 史 的 町 並 み 保 全 事 業 費	43,567	歴史的建造物保全・活用推進事業費 42,910 歴史的建造物保全調査事業費 2,782 景観形成指定建築物等 保全事業補助金 11,293 伝統的建造物群保存地区保存事業費 19,514 指定建造物等取得資金利子補給費 321 （債務負担行為分） 指定建造物等活用支援事業補助金 7,000 景観形成住宅等建築奨励金 2,000 歴史的町並み活用推進事業費 300 歴史的町並み形成推進費 全国伝統的建造物群保存地区 協議会負担金 50 その他所要経費 307	(国) 都市景観形成 費補助金 17,843 (道) 都市景観形成 費補助金 4,000

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
排水路整備費	11,000	排水路整備事業費 11,000 上湯川町地区1号排水路 護岸改修13m (別添資料参照 16ページ)	(地方債)排水路整備事業債 11,000

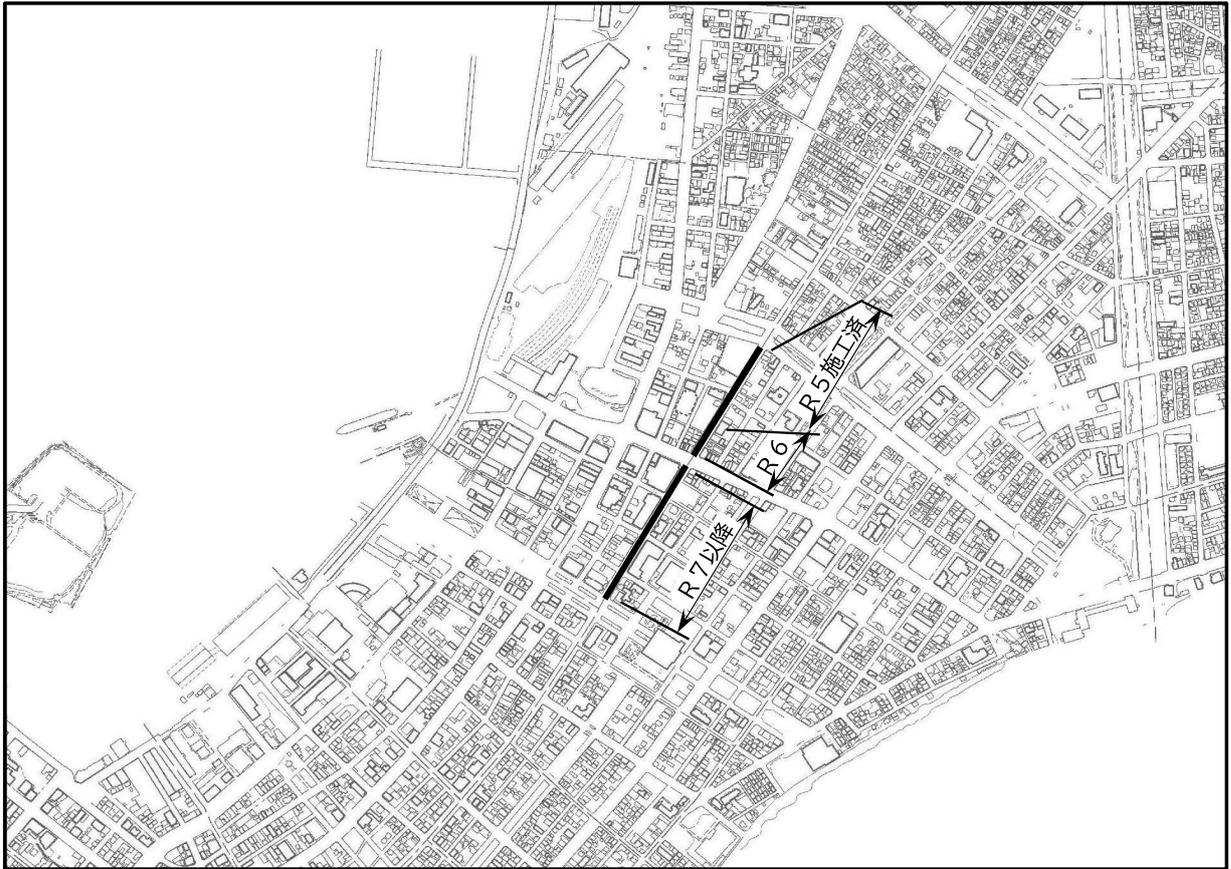
[債務負担行為]

(単位：千円)

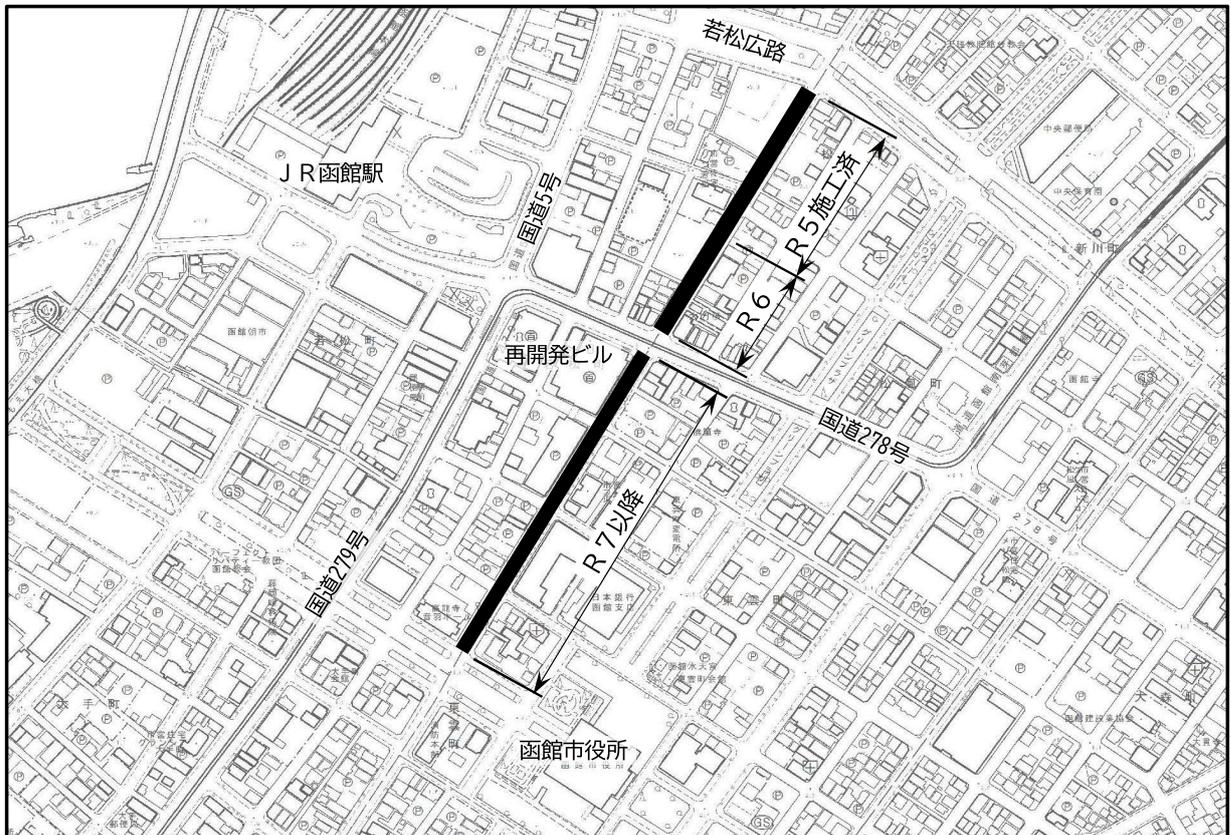
事 項	期 間	限 度 額
都市計画マスタープラン 策定業務委託料	令和7(2025)年度から 令和8(2026)年度まで	8,063
函館市西部地区指定建造物等 取得資金利子補給費	令和6(2024)年度から 令和22(2040)年度まで	指定建造物等を取得する者が金融 機関から融資を受けた30,000千円 についての利子のうち1,355千円

市道公園通2号

位置図

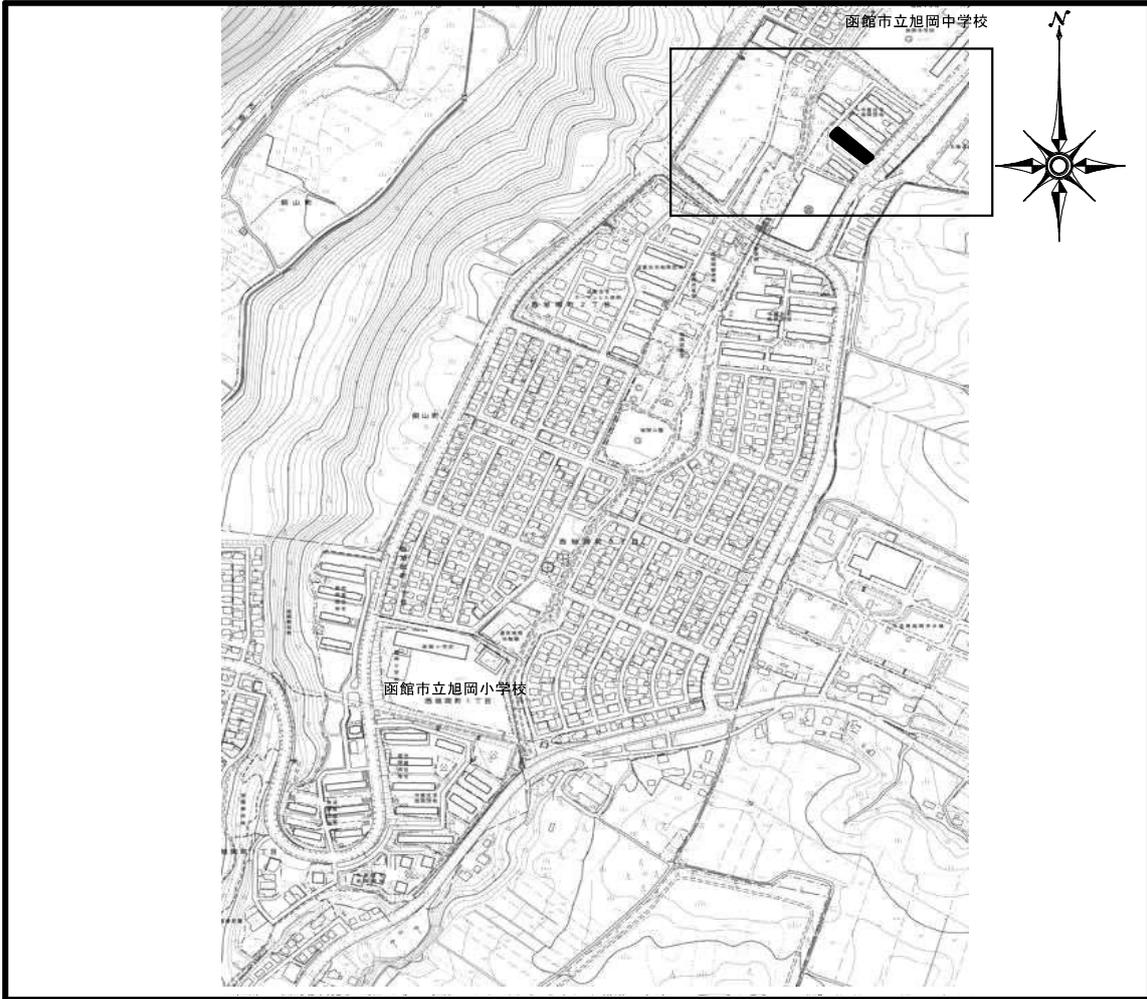


配置図



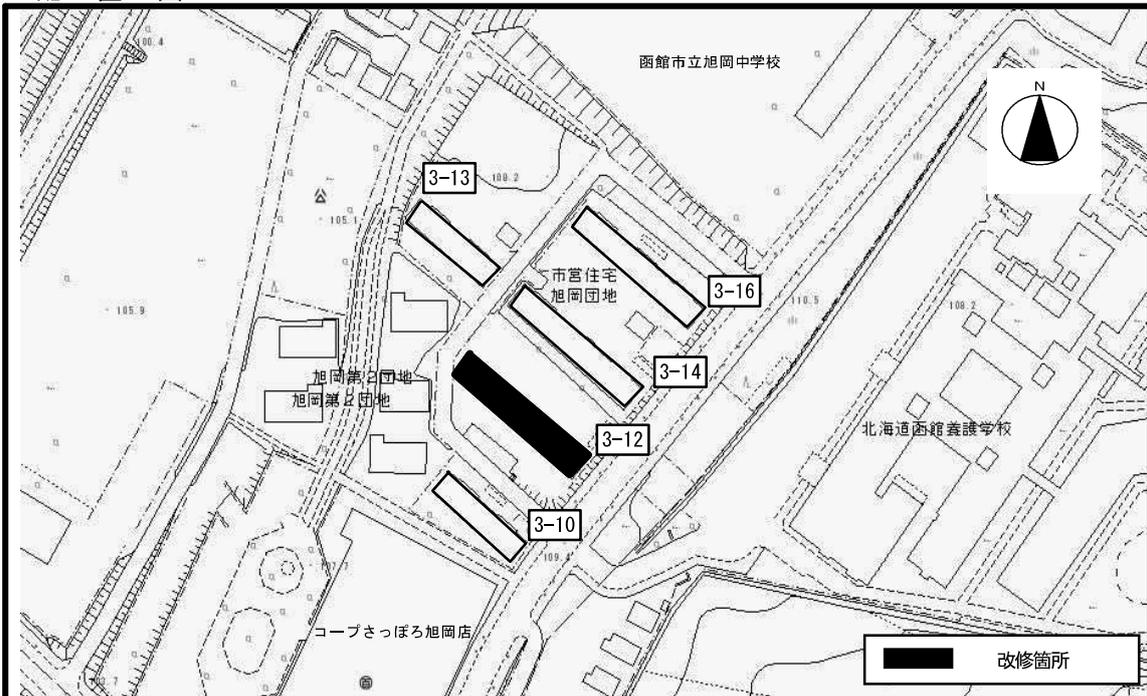
市営住宅旭岡団地

位置図



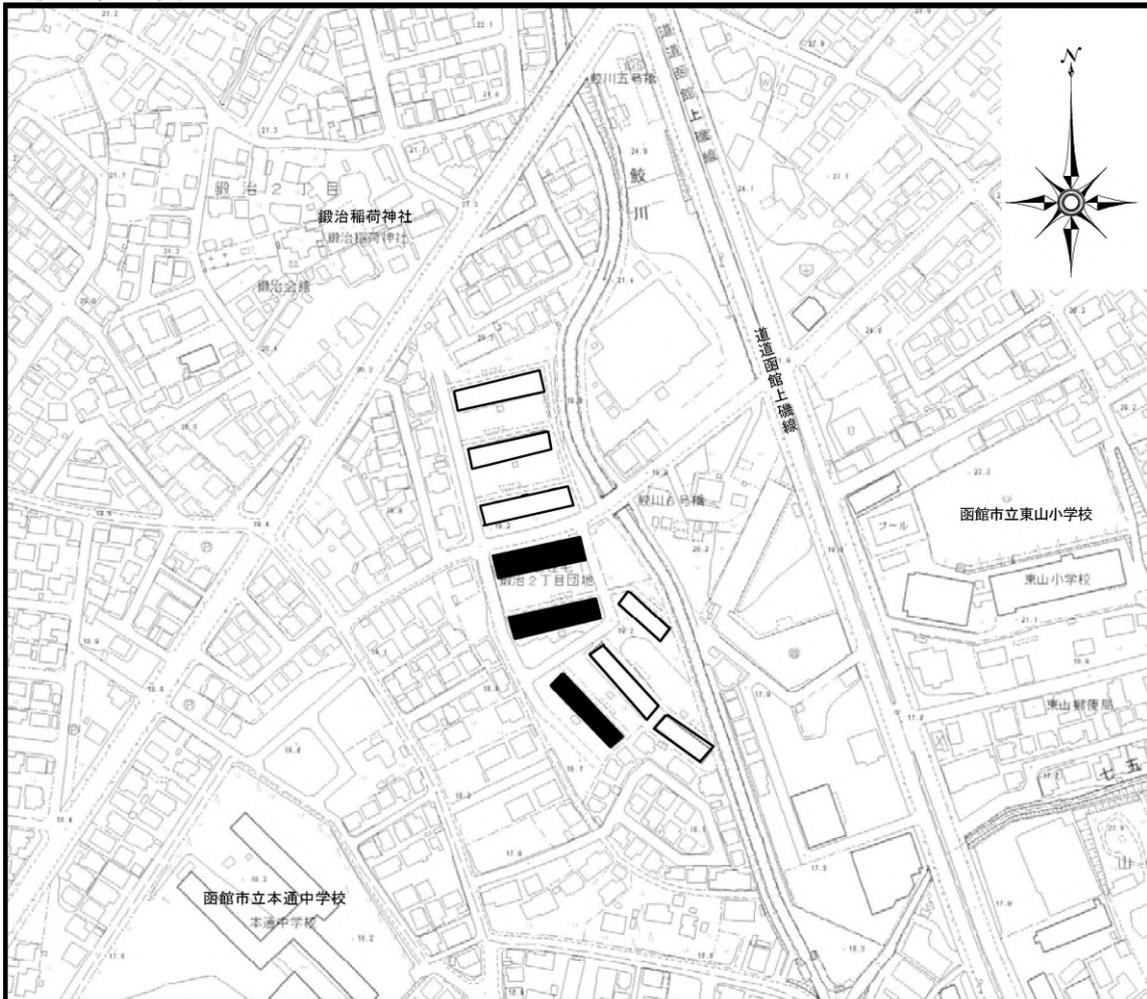
令和6年度外壁等改修事業

配置図



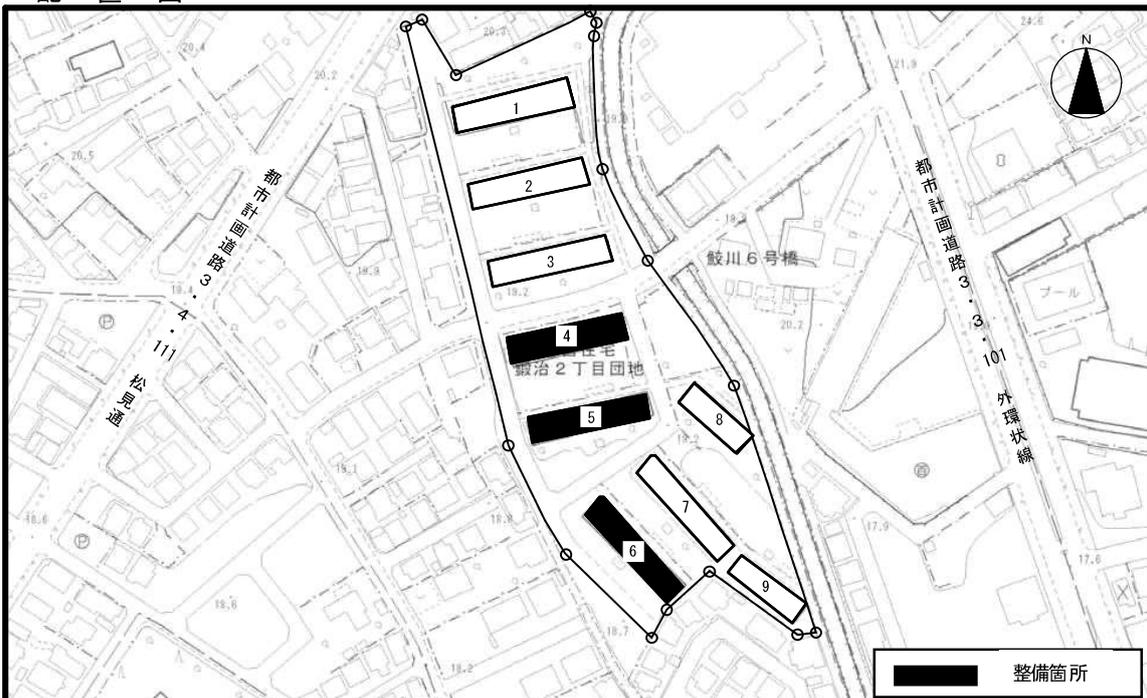
市営住宅鍛冶2丁目団地

位置図



令和6年度給油設備整備事業

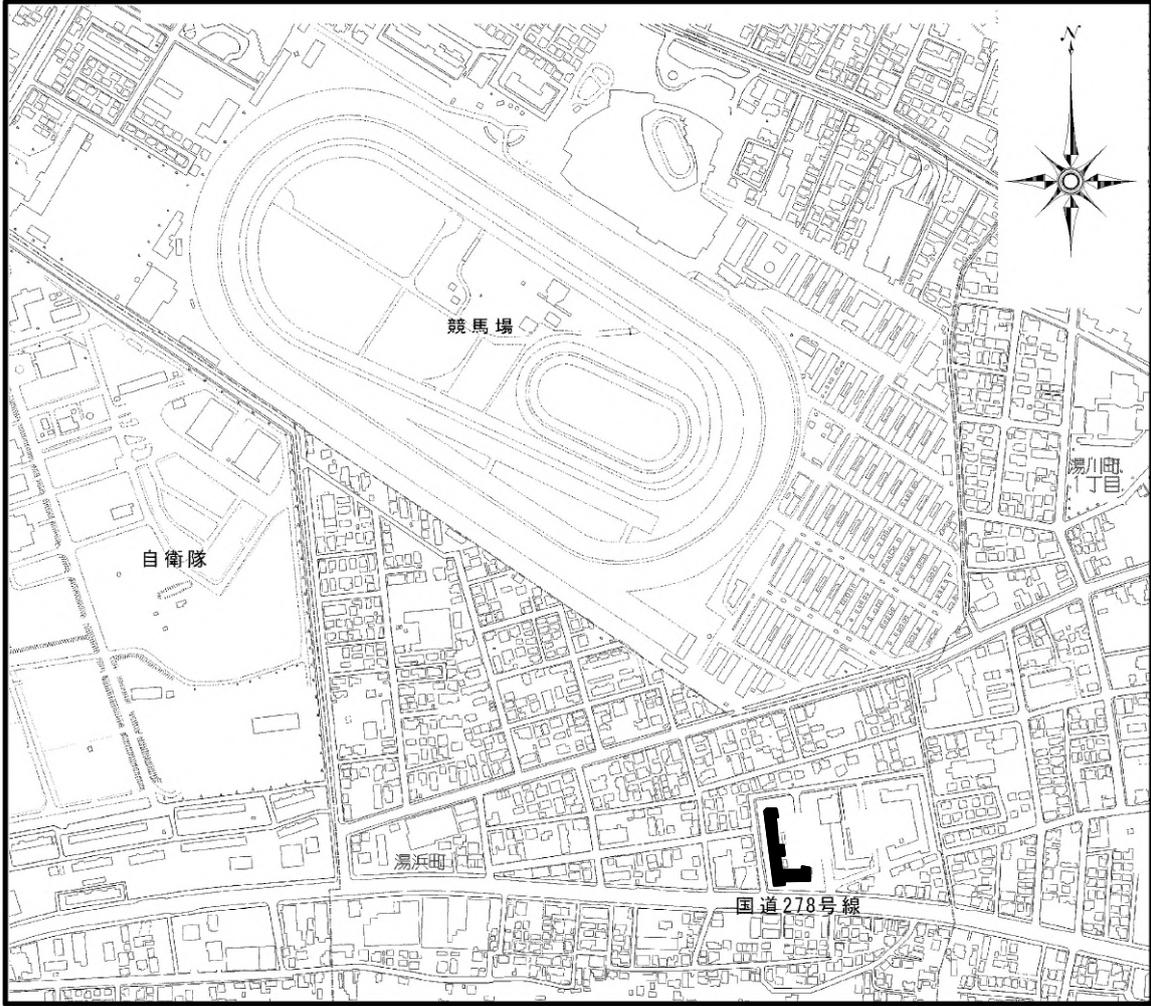
配置図



整備箇所

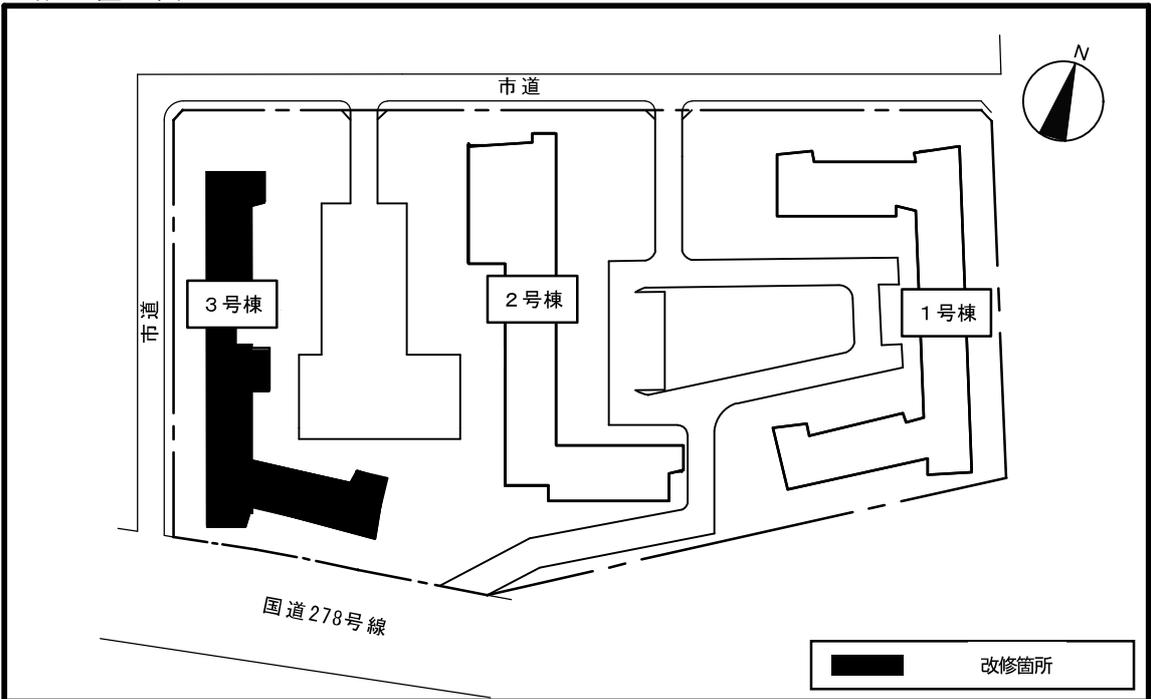
市営住宅湯浜団地

位置図



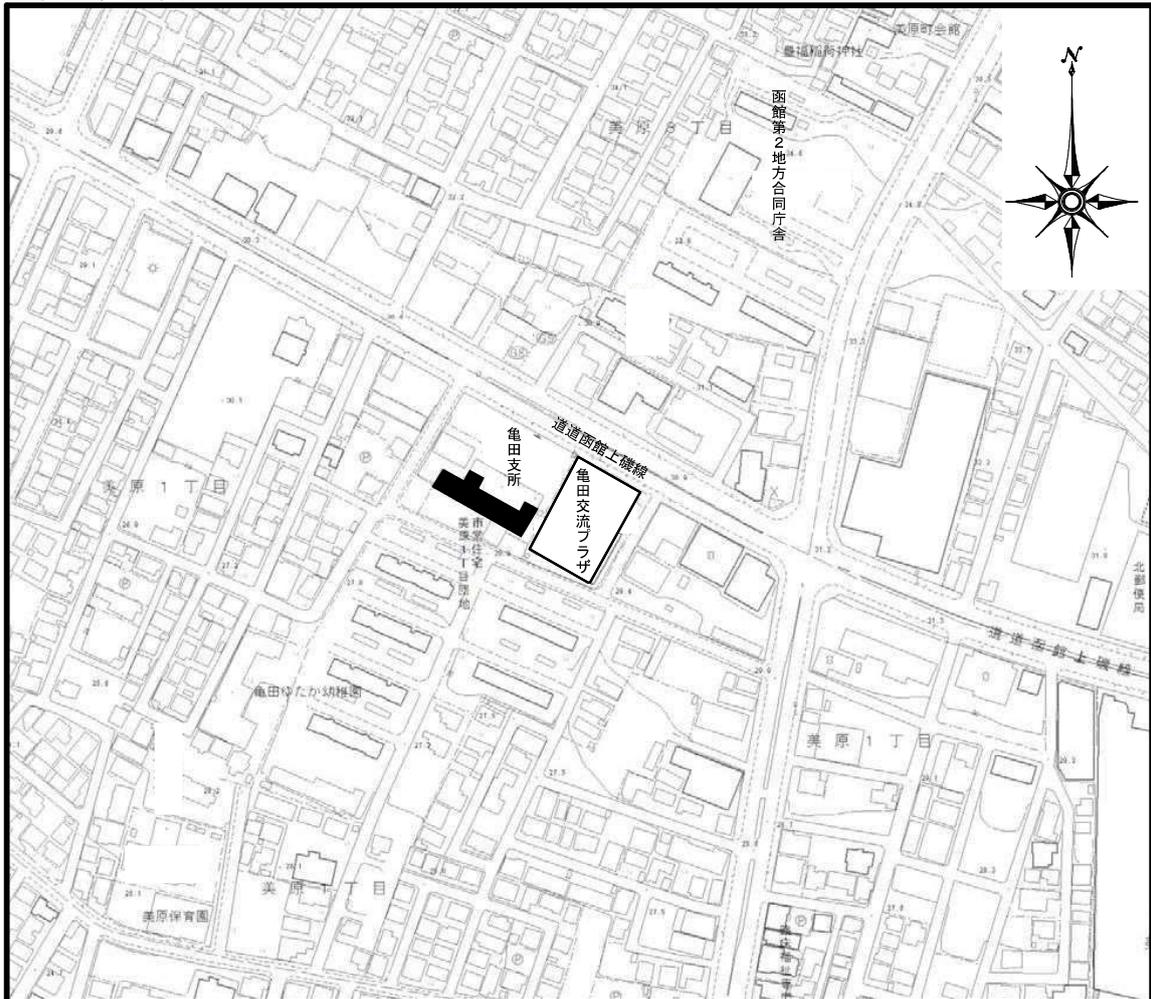
令和6年度給水設備改修事業

配置図



市営住宅美原1丁目団地

位置図



令和6年度給水設備改修事業

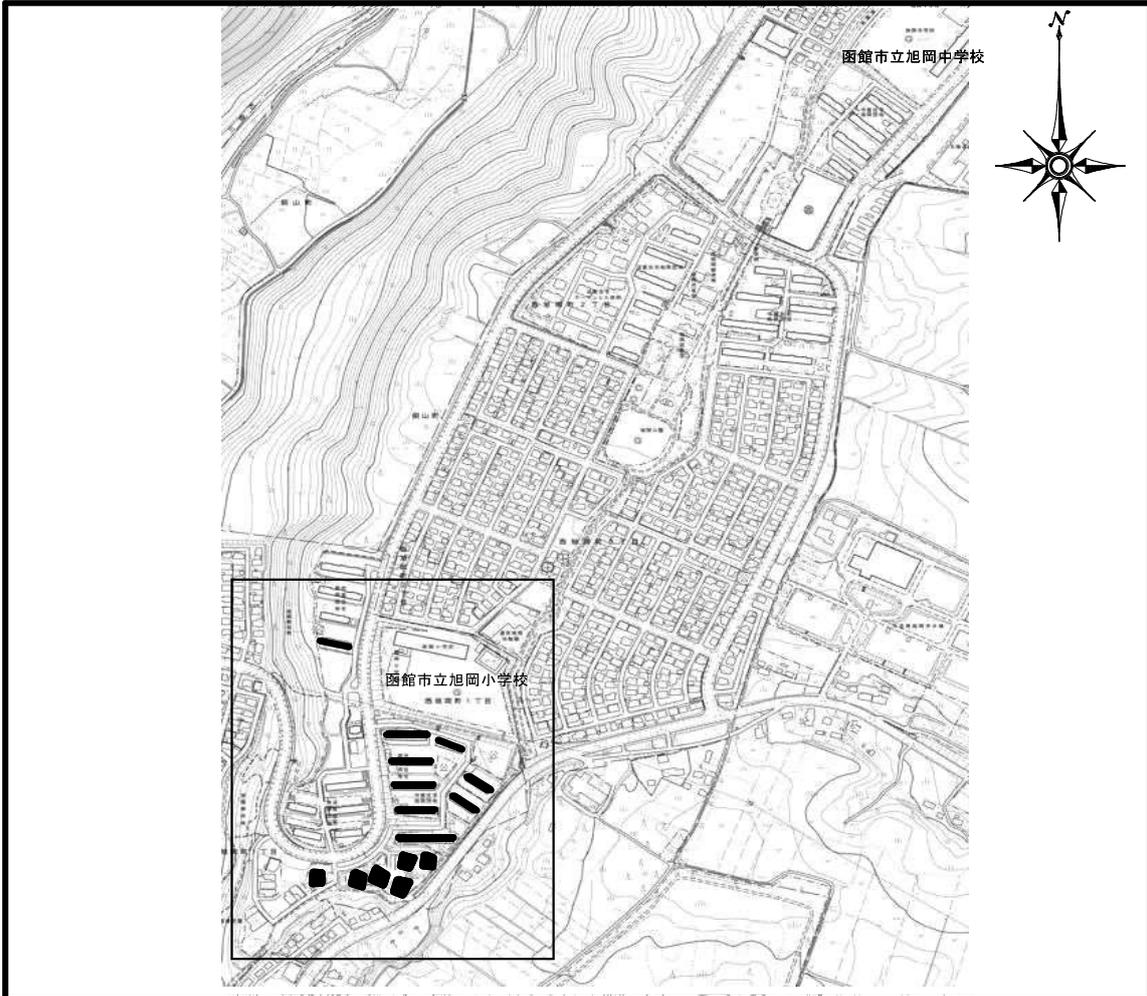
配置図



改修箇所

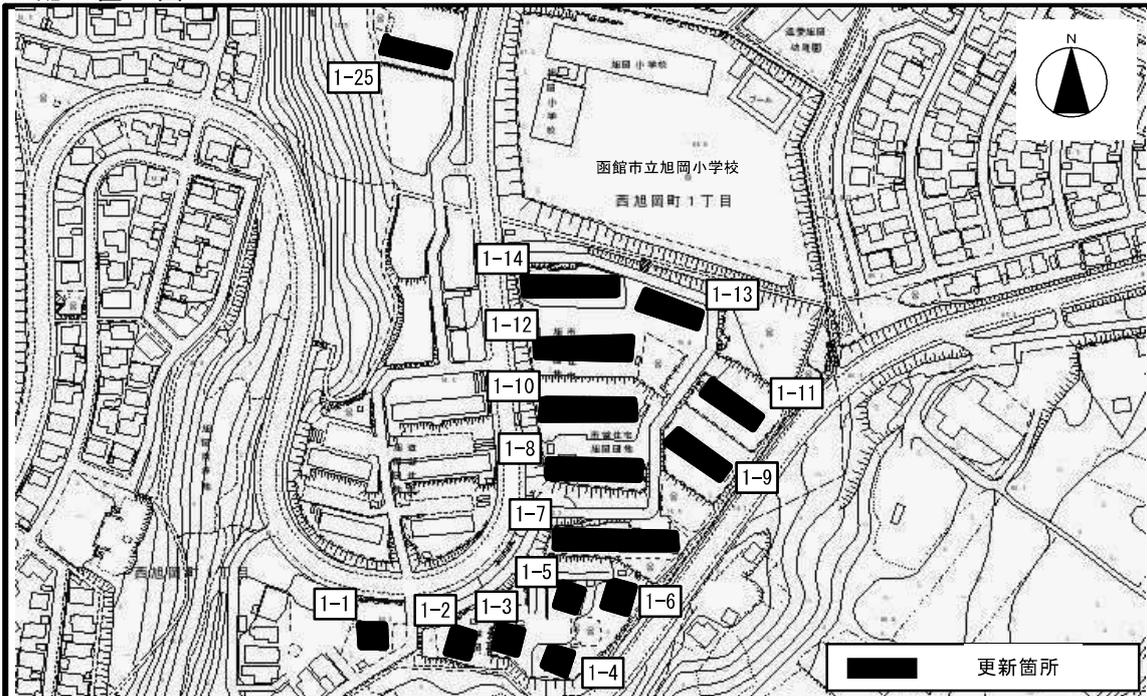
市営住宅旭岡団地

位置図



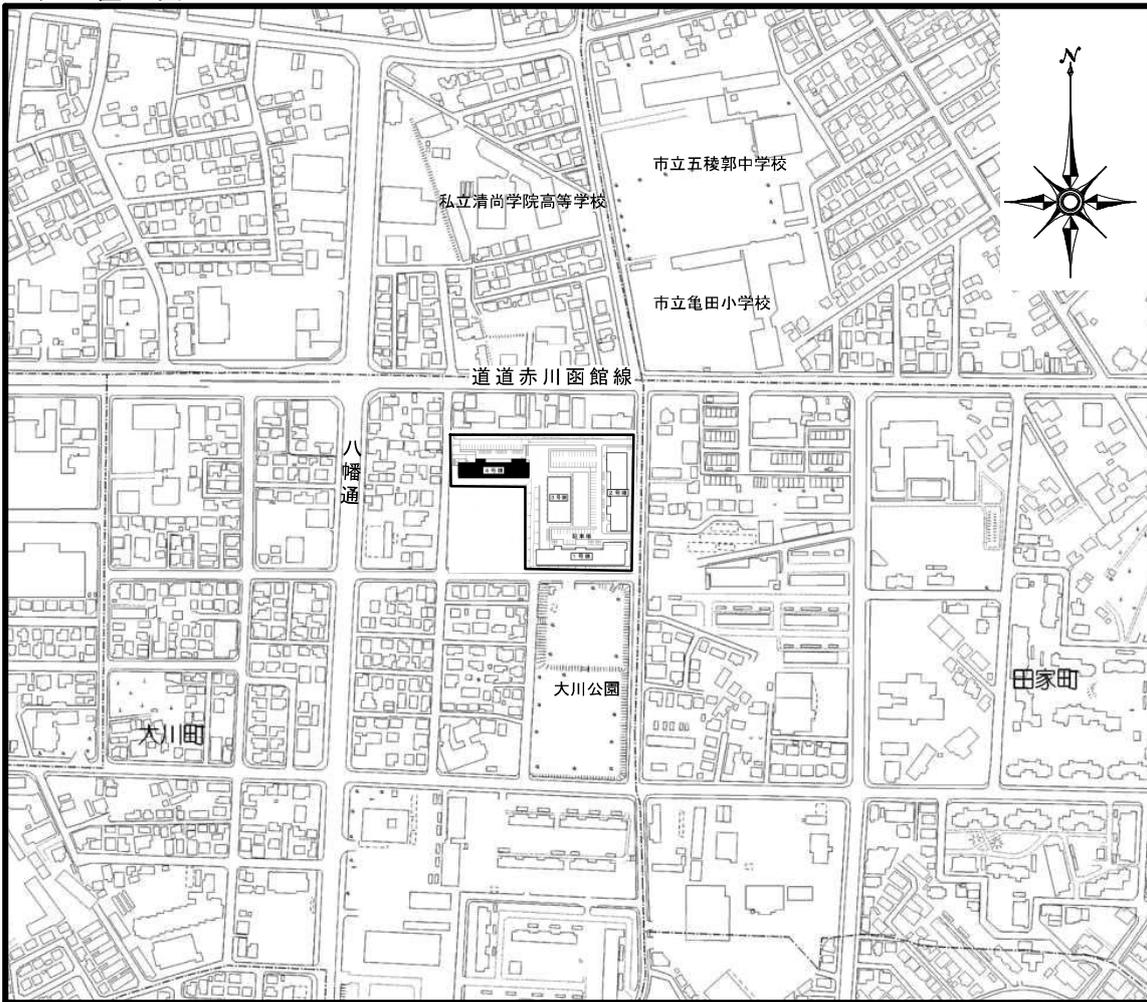
令和6年度防災警報器更新事業

配置図



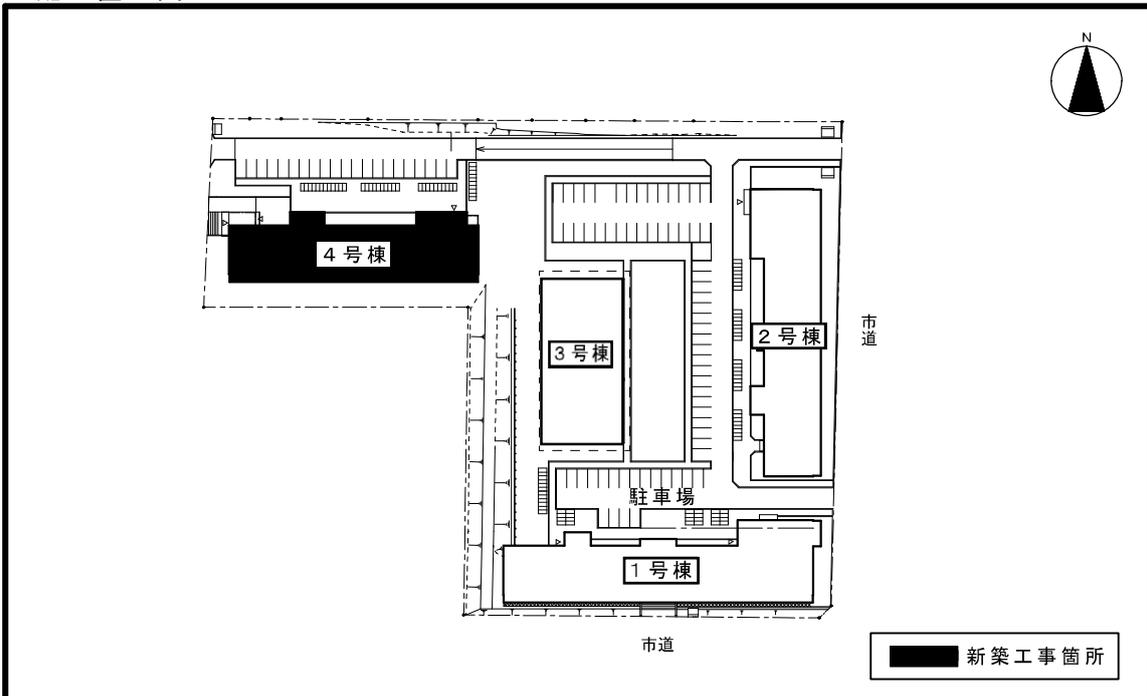
市営住宅大川団地

位置図



令和6年度公営住宅建設事業
(公営住宅移転建替)

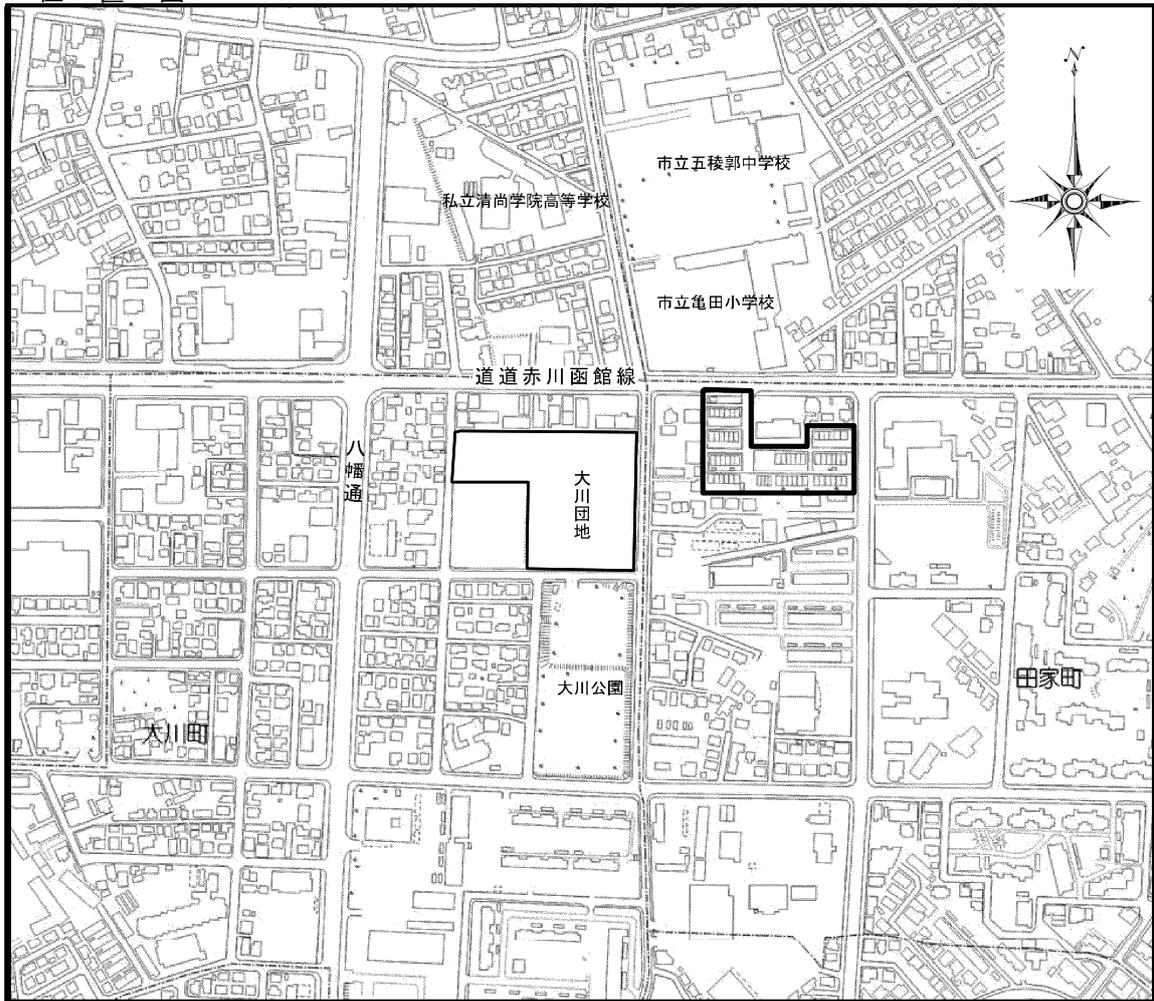
配置図



新築工事箇所

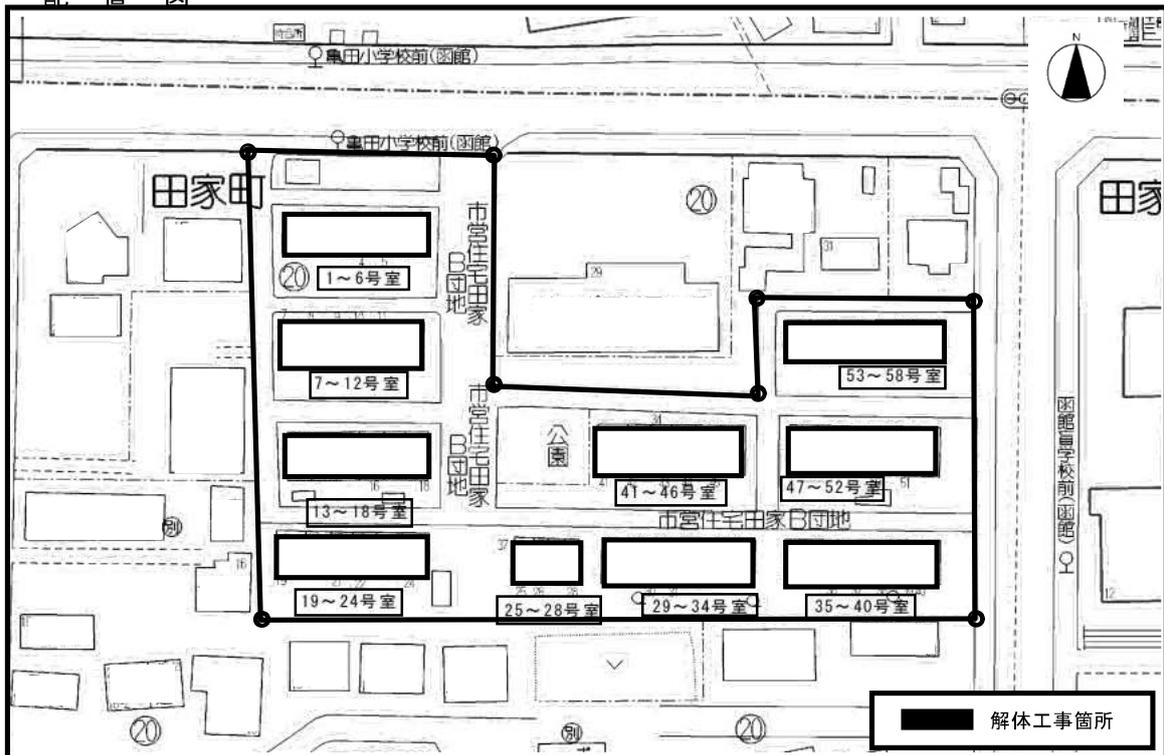
市営住宅田家B団地

位置図



令和6年度公営住宅建設事業
(公営住宅移転建替)

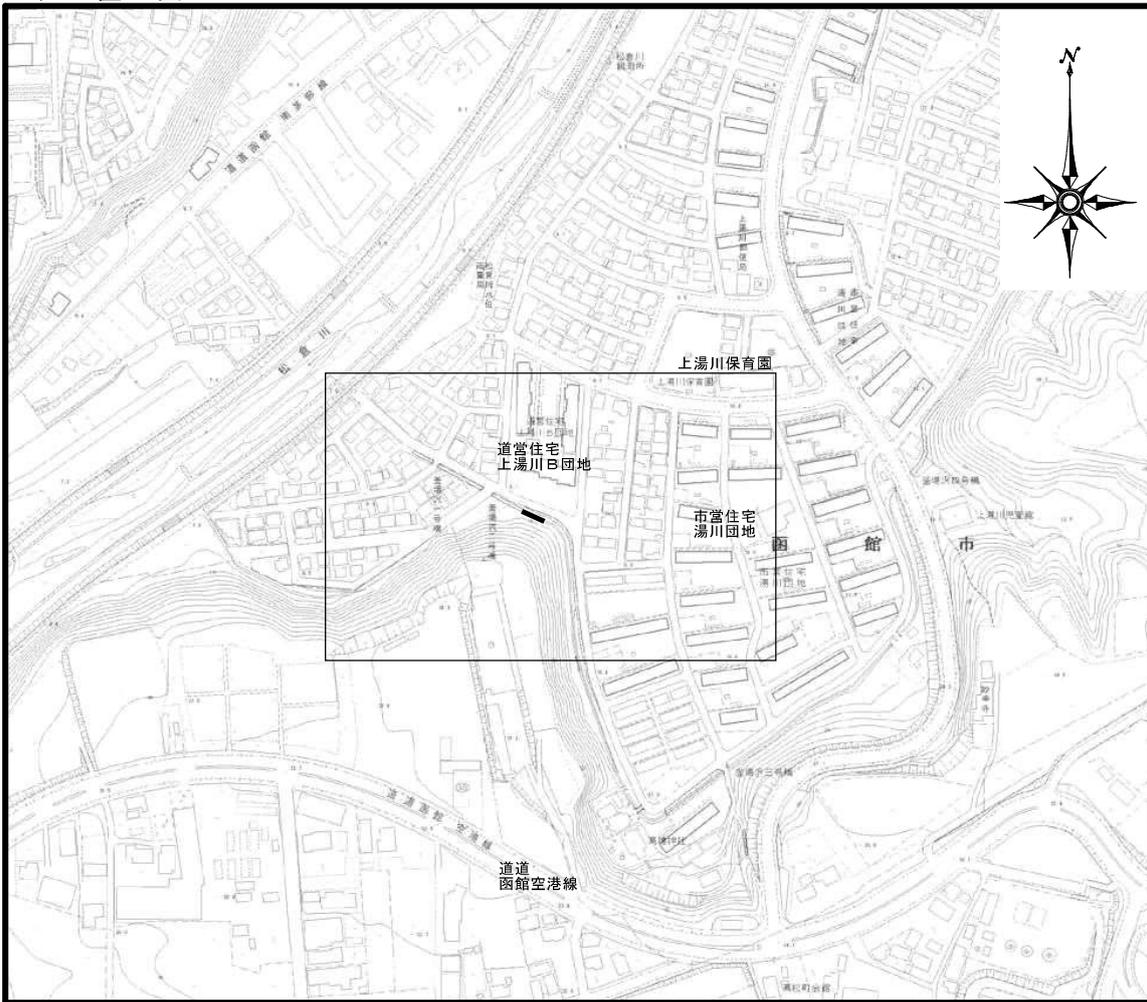
配置図



解体工事箇所

市営住宅湯川団地

位置図



令和6年度排水路整備事業

配置図



整備箇所

3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子 (都市建設部所管分)

(1) 改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容 (別紙「新旧対照表」参照)

ア 法改正により、法律の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改められたことに伴い、法律名の引用箇所の規定を整備する。

イ 省令改正により、省令の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改められたことに伴い、省令名の引用箇所の規定を整備する。

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																								
<p>(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務の区分およびその金額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等ならびに建築物エネルギー消費性能向上計画および建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する事務 別表第13</p> <p>(14) (略)</p>	<p>(手数料を徴収する事務およびその金額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>（平成27年法律第53号）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定等ならびに建築物エネルギー消費性能向上計画および建築物のエネルギー消費性能に係る認定に関する事務 別表第13</p> <p>(14) (略)</p>																								
<p>別表第12（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がな</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がな		(略)		(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）			<p>別表第12（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 70%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(略)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) (略) ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	1	(略)		(略)		(1) (略) ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同		
	区分	単位	金額																						
1	都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がな		(略)																						
	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物または建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）																								
	区分	単位	金額																						
1	(略)		(略)																						
	(1) (略) ア 住宅の用途のみに供する建築物または住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合建築物」という。）の住宅部分（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同																								

い場合 に限 る。)	登録住宅性能評 価機関（住宅の品 質確保の促進等 に関する法律第5 条第1項に規定 する登録住宅性 能評価機関をい う。ウにおい て同じ。）	
	イ 住宅以外の用途 のみに供する一 の建築物または複 合建築物の非住宅 部分（建築物のエ ネルギー消費性能 の向上に関する法 律第11条第1項 に規定する非住宅 部分をいう。以 下この表におい て同じ。）登録建 築物エネルギー消 費性能判定機関 （同法第15条第 1項に規定する 登録建築物エネ ルギー消費性能 判定機関をいう 。ウにおいて同 じ。）	
	ウ （略）	
(2) （略）		
2～5 （略）		

備考

1～6 （略）

別表第13（第2条関係）

区分	単位	金額
1 建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法 律（以下この表におい て「法」という。）第12 条第1項または第13条第 2項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能確保 計画（以下この表におい て「消費性能確保計 画」という。）に係る建築物 エネルギー消費性能適合	（略）	

じ。） 登録住宅 性能評価機関（住 宅の品質確保の促 進等に関する法律 第5条第1項に規 定する登録住宅性 能評価機関をい う。ウにおいて同 じ。）	イ 住宅以外の用途 のみに供する一 の建築物または複 合建築物の非住宅 部分（建築物のエ ネルギー消費性能 の向上等に関する法 律第11条第1項 に規定する非住宅 部分をいう。以 下この表におい て同じ。）登録建 築物エネルギー消 費性能判定機関 （同法第15条第 1項に規定する 登録建築物エネ ルギー消費性能 判定機関をいう 。ウにおいて同 じ。）	
		ウ （略）
(2) （略）		
2～5 （略）		

備考

1～6 （略）

別表第13（第2条関係）

区分	単位	金額
1 建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する 法律（以下この表におい て「法」という。）第12 条第1項または第13条第 2項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能確 保計画（以下この表にお いて「消費性能確保計 画」という。）に係る建 築物エネルギー消費性能	（略）	

性判定	
2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	（略）
3～7 （略）	
備考	
1 （略）	
2 同一の建築物に係る法第12条第2項後段もしくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> 第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付と、この表の2（3）の項または2（4）の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。	
3～11 （略）	

適合性判定	
2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付	（略）
3～7 （略）	
備考	
1 （略）	
2 同一の建築物に係る法第12条第2項後段もしくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定または <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> 第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付に係る消費性能確保計画の変更があった場合において、当該消費性能確保計画の変更がこの表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付と、この表の2（3）の項または2（4）の項による判定または証明書の交付とを併せてするものであるときの当該変更に係る消費性能確保計画の提出または証明書の交付の申請に係る手数料の額は、この表の2（1）の項または2（2）の項による判定または証明書の交付に係る手数料の額に相当する額とする。	
3～11 （略）	

4 函館市建築基準条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴う自動車車庫等の用途に供する建築物の構造に関する規定等の整備等をし、ならびに建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存不適格建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定に関する事務について手数料を徴収することとし、および規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア 建築基準法の一部改正により、主要構造部のうち防火上・避難上支障がない部分以外の部分が特定主要構造部と規定されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

イ 建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の大規模の修繕等に関する接道義務等の適用除外に係る認定の申請手数料を定め、および条ずれの規定の整備を行う。

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

函館市建築基準条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(構造)</p> <p>第35条 自動車車庫または自動車修理工場の車庫・作業場部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で、次の各号の<u>一</u>に該当するものは、その用途に供する部分およびその下階の部分の主要構造部（直上に階のある場合は、その直上部の床を含む。以下この条において同じ。）を1時間準耐火構造（最上階から数えた階数が5以上の階の<u>主要構造部は、耐火構造</u>）としなければならない。</p> <p>(1) 直上に2以上の階を有するもの</p> <p>(2) 直上階の床面積が100平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 建築物の避難階以外の階に設けるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(その他の申請手数料)</p> <p>第60条の15 次の各号に掲げる申請をしようとする者は、申請の際に、申請1件につき、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(57) (略)</p> <p>(耐火設計された建築物に対する制限の特例)</p> <p>第61条の3 令第108条の3第3項に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第7条、第9条、第16条、第22条第1項および第2項、第35条第1項ならびに第36条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 令第108条の3第4項に該当する建築物に対する第16条および第36条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。</p>	<p>(構造)</p> <p>第35条 自動車車庫または自動車修理工場の車庫・作業場部分の床面積の合計が100平方メートルを超える建築物で、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するものは、その用途に供する部分およびその下階の部分の主要構造部（直上に階のある場合は、その直上部の床を含む。以下この条において同じ。）を1時間準耐火構造（最上階から数えた階数が5以上の階の<u>部分の主要構造部に</u>あつては、<u>特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を1時間準耐火構造</u>）としなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(その他の申請手数料)</p> <p>第60条の15 (略)</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定の申請 27,000円</u></p> <p>(58) (略)</p> <p>(耐火設計された建築物に対する制限の特例)</p> <p>第61条の3 令第108条の4第3項に該当する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第7条、第9条、第16条、第22条第1項および第2項、第35条第1項ならびに第36条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 令第108条の4第4項に該当する建築物に対する第16条および第36条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で<u>特定主要構造部</u>であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。</p>

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)

第61条の4 令第128条の6第1項に該当する区画部分(同項に規定する区画部分をいう。)については、第22条第1項および第2項(これらの規定中令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条および第61条の6において同じ。)の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例)

第61条の4 令第128条の7第1項に該当する区画部分(同項に規定する区画部分をいう。)については、第22条第1項および第2項(これらの規定中令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等に係る部分を除く。次条および第61条の6において同じ。)の規定は、適用しない。

5 函館都市計画観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備等をするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

別表第6項において、建築基準法施行令の条項ずれの規定の整備等を行う。

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

函館都市計画観光地区内の建築制限等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p style="text-align: center;">(観光地区内の建築制限)</p> <p>第2条 観光地区内においては、別表に掲げる用途に供する建築物を新築し、増築し、もしくは改築し、または建築物の用途を別表に掲げる用途に変更してはならない。ただし、市長が観光地区の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条の学校および同法第134条第1項の各種学校で次に該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 自動車教習所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 法別表第2 (に) 項第6号の畜舎</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 法別表第2 (へ) 項第2号の工場または同項第5号の倉庫</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 法別表第2 (と) 項第3号の工場または同項第4号の建築物</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第138条第3項第1号</u>または第3号の工作物</td> </tr> </table>	1 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条の学校および同法第134条第1項の各種学校で次に該当するもの	2 自動車教習所	3 法別表第2 (に) 項第6号の畜舎	4 法別表第2 (へ) 項第2号の工場または同項第5号の倉庫	5 法別表第2 (と) 項第3号の工場または同項第4号の建築物	6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第138条第3項第1号</u> または第3号の工作物	<p style="text-align: center;">(観光地区内の建築制限)</p> <p>第2条 観光地区内においては、別表に掲げる用途に供する建築物を新築し、増築し、もしくは改築し、または建築物の用途を同表に掲げる用途に変更してはならない。ただし、市長が観光地区の環境を害するおそれがないと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1 (略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 (略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3 (略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 (略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 (略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第138条第4項第1号</u>または第3号の工作物</td> </tr> </table>	1 (略)	2 (略)	3 (略)	4 (略)	5 (略)	6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第138条第4項第1号</u> または第3号の工作物
1 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条の学校および同法第134条第1項の各種学校で次に該当するもの													
2 自動車教習所													
3 法別表第2 (に) 項第6号の畜舎													
4 法別表第2 (へ) 項第2号の工場または同項第5号の倉庫													
5 法別表第2 (と) 項第3号の工場または同項第4号の建築物													
6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第138条第3項第1号</u> または第3号の工作物													
1 (略)													
2 (略)													
3 (略)													
4 (略)													
5 (略)													
6 法第88条第2項に規定する工作物のうち建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号) <u>第138条第4項第1号</u> または第3号の工作物													

6 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

建築基準法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

建築基準法の条項ずれの規定の整備をする。

(3) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

**函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における
建築基準法の制限の緩和に関する条例 新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(大規模の建築物の主要構造部の制限の緩和)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の主要構造部について次に掲げる措置を講じたものについては、<u>法第21条第2項第1号</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 構造計算および試験によって、その構造が安全であることを確かめること。</p> <p>(2) スプリンクラー設備を設けること。</p>	<p>(大規模の建築物の主要構造部の制限の緩和)</p> <p>第3条 別表第1に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の主要構造部について次に掲げる措置を講じたものについては、<u>法第21条第2項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(準防火地域内の建築物の開口部等の制限の緩和)</p> <p>第7条 別表第5に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、<u>法第61条</u>(令第136条の2第2号に掲げる建築物であって、準防火地域内にあるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物の主要構造部についても、<u>法第61条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとすること。</p> <p>(2) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。</p>	<p>(準防火地域内の建築物の開口部等の制限の緩和)</p> <p>第7条 別表第5に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、<u>法第61条第1項</u>(令第136条の2第2号に掲げる建築物であって、準防火地域内にあるものに係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物の主要構造部についても、<u>同項</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(準防火地域内の木造の建築物の外壁等の制限の緩和)</p> <p>第8条 別表第6に掲げる建築物について改築をする場合においては、当該建築物の外壁および軒裏ならびに外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁および軒裏ならびに外壁の開口部のうち道路に面する部分については、<u>法第61条</u>(令第136条の2第3号に掲げる建築物に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 外壁および軒裏の仕上げを厚さ12ミリ</p>	<p>(準防火地域内の木造の建築物の外壁等の制限の緩和)</p> <p>第8条 別表第6に掲げる建築物について改築をする場合においては、当該建築物の外壁および軒裏ならびに外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁および軒裏ならびに外壁の開口部のうち道路に面する部分については、<u>法第61条第1項</u>(令第136条の2第3号に掲げる建築物に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定は、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p>

メートル以上の木材ですること。

- (2) 外壁および軒裏の下地に不燃材料を使用すること。
- (3) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとすること。
- (4) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。

2 別表第6に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、法第61条の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物の外壁および軒裏についても、同条の規定は、適用しない。

- (1) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとすること。
- (2) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。

(準防火地域内の木造以外の建築物の開口部の制限の緩和)

第9条 別表第7に掲げる建築物について改築、大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、法第61条(令第136条の2第4号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

- (1) 開口部の内側の建具をアルミニウム製または鋼製のものとすること。
- (2) 開口部の内側の建具のガラスを網入ガラスまたはこれと同等以上の防火性能を有するものとすること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 別表第6に掲げる建築物について大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、法第61条第1項の規定は、適用しない。この場合において、当該建築物の外壁および軒裏についても、同項の規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) (略)

(準防火地域内の木造以外の建築物の開口部の制限の緩和)

第9条 別表第7に掲げる建築物について改築、大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、当該建築物の外壁の開口部について次に掲げる措置を講じたものまたは当該建築物の外壁の開口部のうち道路に面する部分については、法第61条第1項(令第136条の2第4号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) (略)

7 令和6（2024）年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社事業計画の報告について

(1) 事業概要

令和6（2024）年度は、事業計画に基づく実施事業として「住生活環境向上事業」を、収益事業等として「公営住宅等の管理に関する事業」，「公共及び民間建築物に関する事業」および「公園及び街路樹等の維持管理に関する事業」を実施する。

住生活環境向上事業は、住宅や緑化に関する調査および啓発・相談事業を実施する。

公営住宅等の管理に関する事業は、市営住宅等管理業務および道営住宅等管理業務の指定管理事業ならびにシルバーハウジング生活援助員派遣業務，北海道公営住宅家賃等徴収事務業務および北海道住宅供給公社資産管理補完等業務の受託事業を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業は、公共建築物等維持補修業務および介護保険住宅改修費支給に係る業務の受託事業ならびに建築確認検査事業の収益事業を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業は、都市公園管理業務，戸井ウォーターパーク管理業務および道立公園管理業務の指定管理事業，その他公園管理業務，公園環境美化推進事業業務，はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務，東山墓園墓地管理等業務，サクラ環境対策業務，緑地等管理業務，街路樹および植樹柵等維持管理業務ならびに市有共同墓地管理業務の受託事業ならびに売店事業および自動販売機設置事業等の自主事業を実施する。

(2) 予算の状況

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
当期経常増減額	13,830	44,720	△30,890
当期一般正味財産増減額	936	13,457	△12,521
一般正味財産期首残高	372,582	265,110	107,472
一般正味財産期末残高 (A)	373,518	278,567	94,951
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
指定正味財産期末残高 (B)	3,000	3,000	0
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	376,518	281,567	94,951